



基安発 0324 第 1 号
令和 2 年 3 月 24 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職場における対応について（要請）

新型コロナウイルス感染症につきましては、政府として、去る 3 月 10 日に緊急対応策の第二弾を取りまとめ、感染拡大の防止に全力を挙げるとともに、労働者の雇用の維持と事業者の方々の事業継続を最優先に取り組んでおります。

また、3 月 17 日には、厚生労働大臣より、感染拡大の防止のため、企業に対し、体調が悪い労働者が休みやすい環境を整備いただくよう、改めて呼びかけたところです。さらに、3 月 19 日には、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等が取りまとめられ、この中で、事業者の皆様へのお願いとして、労働者が発熱などの風邪症状がみられる際に、休みやすい環境を整備する等の留意事項が示されました。一方で、コールセンターにおける患者クラスター（集団）の発生といった職場における感染拡大事例も生じているところ です。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下団体・企業等に対し、下記の対策に適切に取り組んでいただくことについて、改めて要請いただきますようお願いいたします。

記

1 職場における手洗い、咳エチケット等の徹底について

職場において、トイレ等に石けんによる手洗いの実施について掲示を行う等、咳エチケットや手洗い等の実施を心がけること。

入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。

また、労働者が共有して扱うもの（例：電話、パソコン等）の適正な管理又は消毒の徹底を行うこと。

※ 咳エチケットとは、感染症を他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、これらが無い場合には袖を使って口や鼻を押さえること。

2 職場の換気等の実施について（クラスター（集団）感染発生リスクの回避）

風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。

また、対面で人と人の距離が近い接触、具体的には互いに手を伸ばしたら届くおよそ2m以内での会話等の接触が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は感染リスクが高いとされていることにも配慮すること。

3 感染拡大の防止につながる労務管理について

感染拡大の防止のためには、発熱等の風邪症状が見られる労働者が出勤・外出を控えることが重要であり、こうした労働者が出勤することを要しない環境を的確に整備すること。

また、労働者に風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。高齢者や基礎疾患等のある場合は2日程度続く場合。）、強いだるさや息苦しさがある場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談を行うよう勧奨すること。

(参考)

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020 年 3 月 19 日)

～ (抄) ～

Ⅲ. 提言等

2. 市民と事業者の皆様へ

(9) 事業者の皆様へのお願い

以下の事項に留意して、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めてください。

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・テレワークや時差通勤の活用推進
- ・お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮
- ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討
- ・別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」の2) クラスター(集団)感染発生リスクの高い状況の回避のための取組に準じて、従業員の集団感染の予防にも十分留意してください。
- ・海外出張で帰国した場合には、2週間は職員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう職員への周知徹底をしてください。